

第7回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成27年7月9日

9：30～

場所：本庁舎3階第3委員会室

1. 会長あいさつ

皆さんおはようございます。先週の土日に伊賀市でコミュニティ政策学会があった。様々な地域の事例報告を聞きながら、お歳をめした方が、地域づくりや協働の形という取り組みというのは、まさに日本全体を変える一歩になりつつあるとおっしゃっていたが、私もそう思った。しかし、すぐというのは厳しく、直ちにそのような形が日本全国にできて、日本が全部変わっていくというわけにはなかなかいかないだろう。むしろ国が全国一律の組織化をしていくとなると、その方が怖い。地域には地域のルールがあり、そして、それを見える化していくというところから始めるべきであり、そういった意味では、各自治体ごとに1,700通りの小さな自治があっていいと思う。その1,700の自治体の中で、亀山市は亀山ルールがあっていいと思うし、亀山市の中でもそれぞれの地域でそれぞれのローカルルールがあっていいと思っている。それぞれの組織も地域も、地域をより良くしていきたい、お年寄りができるだけ地域で健やかに過ごしてほしい、子どもの教育をできるだけ地域の人みんなで進めたいと思うところは同じである。そういった動きを大切にしていきたいし、そのためには、ルールというのはローカルルールのさらにローカルルールがあるような自由度の高いものであってほしいし、実際にそういうことをやっている地域の事例も聞けて非常に勉強になった。

本日は推進計画を盛り込むべき事項を皆さんに是非出していただき、市の方に推進計画の素案作成という形で宿題を出す。その宿題の課題をまとめるというのが、本日の役割である。限られた時間ではあるが、活発な議論をお願いしたい。

2. 協議事項

(1) 推進計画に盛り込むべき事項の集約

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・推進計画に盛り込むべき事項の事前集約結果
- ・会議の進め方

① 事前提出意見の確認

会長：事前に各委員から提出いただいた意見について、それぞれ簡単に説明をお願いしたい。

委員：地域づくりについては、まちづくり協議会（以下、まち協）と行政が対等な関係になるための課題はたくさんあると思う。そのため、それを整理していくことが必要と思った。また、災害時におけるまち協の役割や地域の役割、行政の役割をもっと整理しないと、こ

のままでは絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと思った。地域住民も、防災訓練にもっと参加していくべきではないかと思って書いた。

協働については、その時々によって関わり方が動いていくと思うため、それを現状に合ったものにしていった方がいいのではないかというのがある。最初の頃に思っていた協働と5年経った時の協働は、色んな意味で成長してきて変わってくると思うため、見直すべきであると思う。協働提案制度はあるが、まち協にもまた提案制度というのが出てくると思うので、ボランティアグループとまち協との関連など、その時々立場が違うため、それらの仕組み作りが必要ではないかというのと、やはり亀山市ではいつも言われているが、中間支援組織の検討は必要である。中間支援組織は必要だが、作らなければならないという思いは自分自身にはなく、必要だが無理して作る必要はないという思いもある。みんなが動いていれば、そこまで無理する必要もない。様々な組織があるため、今ある団体でも中間支援的な役割を果たせるものもあるのではないかと思う。それらに何かをプラスしていけば横の繋がりもでき、始めからこれだという組織作りでなくても、今ある団体を活かせばできるのではないかという思いもある。

まちづくり基本条例は理念条例ということでやってきたが、少し具体化も必要じゃないかと感じる。また、まち協の根拠条例は必須である。

委員：具体的には書いていないが、地域づくりについては、まち協の必要性の明確化、まち協の法的位置づけのための条例の制定、リーダーの養成、予算制度の確立、それからこの前も出ていたが独居高齢者・障がい者などの情報弱者に対するサポートの確立である。災害時も必要であるが、地域やまち協の状況によって、活発なところとそうでないところがあるため、役割を果たしていく必要があるのではないかと感じる。

協働については、応援券制度における協力団体の地域へのPRである。今もしてもらっているが、雑誌が1冊作ってあるだけであり、役員関係だけでもあまり関心がなく、読んでいないということもあるため、やはり地域全体を巻き込んでPRをしていく必要があるということで挙げさせていただいた。それから、協働の提案制度の検証と、市とまち協との協働の考え方の整理は必要と感じた。

まちづくり基本条例との整合性については、まずは基本条例のPRだが、職員の研修時間が30分というのは短い。また、チェックシートについては、もう少し分かりやすい基準づくりが必要であると思う。

委員：地域づくりについては、まち協条例と地域予算制度が焦点となってくるが、まち協条例については、根拠となるまちづくり基本条例が理念条例であるため、行政にとって必要な条例というのは理解できるが、まち協条例は、やはり地域の間人がその条例を使って、まち協がその条例を使って動ける条例にすべきだと思う。それから、地域予算制度については、まち協にとって使いやすい地域予算制度であるべきだと思う。そのあたりを推進計画に盛り込めればと思う。また、地域予算制度はしっかりしたものにならないと、まち協全体が動かなくなる可能性があるため、そのあたりを1番懸念している。

それから、まち協条例の中にある、まちづくり計画をどのように作っていくかという点については、市の総合計画との整合が最も重要であるため、そういう意味では、まちづくり計画を作るにあたっては、市の方から相当関与してもらわないと、整合性のとれた計画

にはならないため、そのあたりの仕組みづくりを考える必要があると思う。また、人材育成については基本的な考え方を整理しておくことが必要だと思う。

次に協働だが、応援券制度は非常に評判が悪い。現在50%程度の換金率であるため、このまま続くと事業そのものが危うくなるのではないか。方法をどうするかは別として、再度根本から見直し、使いやすく、市民が応援券をもらって良かったという満足度が得られる仕組みにしなければ、ほとんど市民に渡しても意味がないため、このあたりの見直しが必要だろうと考える。また、協働の指針については、現在の指針はまち協と市の協働に関してはほとんど使えないと考えており、改めて見直す必要があると思う。

基本条例との整合性の検証については、形だけのチェックリストになると形骸化する可能性があるため、しっかりと内部でお互いにチェックをし合う仕組みを考えていかなければいけない。内部同士でチェックしていると、どうしてもお互いを意識して慣れ合う可能性があるため、そのあたりはもう少し踏み込んだチェックも必要であると思う。

② 盛り込むべき事項の集約

テーマ①「地域づくり」

委員：事前提出資料説明

(説明要旨)

- ・まちづくり協議会と自治会との関連性について
- ・まちづくり協議会の権能について
- ・まちづくり協議会の役員の選出方法及び選挙について
- ・まちづくり協議会の組織条例について
- ・地域予算制度やまちづくり協議会が実施する事業等の仕組みについて

会長：ありがとうございました。今いただいた意見は、まさに組織条例についても意見をいただいております。有識者会議でも議論し、そして市内のコミュニティ研究会で改めて市としての方針を定めるという手順を踏んでおり、そういった意味で、このような市役所の動きに対して、推進委員会として推進計画の中でこういう点について検討してほしいという形で提案し反映されていくと思うが、現状の有識者会議、或いは担当室として、何か考えがあればお願いしたい。

担当部局：有識者会議の意見書に対する意見ということで、有識者会議の意見書に基づいて今後制度設計を進めていく上で、貴重な意見をありがとうございます。したがってこの意見は、有識者会議の委員にこういう意見があったということは報告させていただきたい。また、それに対する回答としては有識者会議としての回答ではなく、今後、行政が制度設計を進めていく上で、市民の皆様に様々なご意見を伺う場を設けていくため、その場でのご意見としていただく、又は回答させていただくという形としたいと思うため、よろしくお願いしたい。

ただ、意見の内容で相反する部分があると感じた点がある。まち協の立ち位置は地域内活動組織、いわゆる市民活動の団体にしておけという意見がある一方で、事務局人件費は行政が負担して、組織運営上継続的な活動をしなさいというご意見があり、これは相反す

る部分があるのではないかと感じる。また、まち協は地域内支援組織という位置付けで、地域のことを地域で進めていくという考え方のもとに条例では今後位置付けていくが、半ば任意の組織というような形の地域組織として位置付けていくため、どこまで行政が関与をすべきかという点も、今後の課題になってくる。ここで、やはり事務局まできちっと置くという考え方と、市民活動組織という考え方は、少し無理があるのではないかと思う。

そこで、まず1番目の立ち位置の件であるが、住民自治組織ではないという話があった。住民自治や地域自治とは、その地域の活動が住民の意思と責任に基づいて処理をされているということを指すということであるため、そういった意味からいくと、まち協は地域住民の皆さんが構成員となり、その意思と責任に基づいて活動を展開する組織であるため、地域自治組織にあたるかと考えている。なお、まち協の設立の際には、準備組織を立ち上げていただき、地域自治組織設立促進補助金の申請時において「地域に存在するあらゆる主体が参加できる話し合いの場となる地域自治組織を設立するために取り組んでいきます」という趣旨の同意書もいただいている。

また、まち協と自治会との関係について、自治会がまち協を動かすという話があったが、考え方としては自治会もまち協の構成メンバーであり、構成団体という位置付けをしている。自治会がまち協を動かすのではなく、自治会は自治会として1つの団体はあるが、地域全体で様々な地域住民の皆さんや包括する様々な各種団体が汗をかいていただいて、自分たちの地域を盛り上げていこうという趣旨であるため、末端までのネットワークは持っている自治会が中心になっていくのは当然であるが、自治会がまち協を動かすものではなく、一つの構成メンバーという位置付けと考えている。

権能については、ご指摘のとおり、まち協の成熟度をみながら、将来検討していかなければならない事項であると認識しており、すぐに伊賀市のように諮問権、提案権、同意権などを付与していくのは、なかなか難しいと考えている。なお、伊賀市の協議会は自治組織であるからこそ、これらの権能が認められていると考えるため、地域内市民活動組織では、権能を付与するのは難しいと思う。

役員の選出方法については、なかなか地域に担い手がいないという趣旨の意見であったが、まち協の議決機関である総会での承認と考えているため、自分たちの地域のことは自分たちで守るという意識が上がってくれば、地域には様々な人が存在しており、その中にはやってやろうという人も出てくると思うので、そういった人が活躍しやすい環境にしていくことが大事であると考えている。

また、地域まちづくり計画の策定にあたっては、まちづくり計画に基づいた様々な事業展開に関する支援策が既存も含め多数あるため、それらを上手く活用いただきたい。そのうえで総合計画は亀山市全般のいわゆる事業計画であるため、やはり地域特性に応じた地域まちづくり計画を作っていただければと考えている。

選挙については、まち協の役員や事務員が選挙に出られないという指摘であったが、想定している条例は個人の被選挙権や活動を制限するものではなく、協議会が選挙の道具とされることを懸念するという禁止項目としている。

地域予算制度については、必須事業と選択事業と言う話があったが、指摘のとおり必須事業は行政がしなさいということで請負的な部分もある。事業の中には市が地域にしてほ

しいという部分もあるが、地域特性に応じた活動のために使っていただくという本来の意味からいえば、将来的には必須や選択は失くしていく方がよいと考えている。しかしながら、現時点では制度設計中であるため、発言は控えさせていただきたい。今後、ある程度固まり次第、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

それから、一括交付金にまち協の経費が入っていないという指摘については、将来的には一括交付金の用途を自由にするという有識者意見もいただいております、その中には人件費などにも使ってもよいとなっている。ただし、人件費に充てる使う割合は考えなければいけない。交付金を人件費ばかりに充てると事業が何もできなくなる。まち協の活動は地域住民の方が自らの地域をよくしていきたいという思いで活動するものであるため、経費的には備品や消耗品の購入などに補助金を使っていただき、人件費などの自分たちで汗を流して補えるものについては自分たちで補っていくというスタンスは、これからもそうであるし、今後も継続されていくのであろうと思う。ただ単に、人件費など経費を付けて地域まちづくり計画や総合計画に基づいて活動するというのであれば、各地域に小さな市役所を作るようなものである。そうではなく、それぞれ自分たちのまちを良くしていきたいというところについては、自分たちで考えて議論いただき、汗をかいていただき、一方で経費をかけないことで、行政がセーフティネットに使う予算が担保され、市全体がきっと上手いくのではないかとこの考え方もある。

委員：経費の取り違えをしている。市がまち協に必須事業をさせるというのは、組織と組織との契約をするということであり、その際にまち協として10%程度の様々な経費がかかるということである。直接経費は直接経費として仕事をするが、その直接経費を動かすためのまち協の諸経費が必要となる。そういった経費である。事務局長の人件費は当然諸経費の中に入ってくるが、絶対的に少なく、事務局長は当面ボランティアでやらざるをえないため、応援してもらえないかという意味である。

会長：地域でやりたいことについて、地域まちづくり計画をみんなで作成する。その中に、それをするための用途自由枠が一定存在し、地域選択事業と必須事業と用途自由枠の3つに区分すると、必須事業は実施するがそれ以外の2つについては、地域まちづくり計画を地域のみんなで作ったという正当性が高ければ、地域での選択事業を減らして、用途自由枠を充てていくことになるのではないかと。

担当部局：必須事業については例えば、現在の地域活性化事業補助金は用途自由であるが、地区コミュニティへの補助金やまち協への補助金、敬老会事業補助金を活動助成金に組み入れ、プラスアルファ上乗せしたとする。この時、30万円分を敬老会事業費として上乗せしたとして、30万円を敬老会事業をしてくださいとはいわない。10万円でも5万円でもいいから敬老会事業をしてくださいということである。

委員：必須事業も選択事業も、例えば契約額が50万円であった場合、それを30万円や40万円を実施した場合に、残額はまち協の資金にしてもよいという解釈でよいか。

担当部局：残るほどの交付金は出せないと思うが、しっかりと地域のための計画を立てて実行していただき、例えば今年は事業を少なくして、次年度に新しい事業をしていくといった計画の中では、繰越や積立ては可能という有識者の意見書になっている。私が一番懸念していることは、使わない論理が出てくることである。現状の活動助成金でもたくさん余

ってくるところが各地区で出てきており、使わずに残すことを認めていくと事業しない方が楽という意識になる。

委員：将来的にどうするかというのも非常に重要であるが、本当に今の22のまち協が当面動いていくためには、この一括交付金は絶対に必要である。そして、事業に使えるお金がその中に含まれていないと、極端に言えば動けない。メニューの仕事だけをしていくのであれば、何も変わらない。

委員：地域が育っていけば市も育っていくだろうし、その時に制度を見直していけばよいと思う。

担当部局：将来的には必須事業についても、色を無くすお金にしていきたいと考えている。行政が懸念しているのは、市内一斉清掃や道路月間など、必要であるとして地域とタイアップして進めてきた事業が実施されなくなることである。そして、地域がゴミだらけになった時に、行政に対して地域住民がなんとかしてほしいと要望された際に、それは地域予算で渡してあるため地域の責任であるといった話を、受け入れてくれるかどうかである。

委員：権能については将来的な課題という説明であったが、条例として書いていないが、将来的にはまち協が権能を持っていることとなると考えてよいか。そうでなければ自治組織とはいえない。

会長：伊賀市の自治基本条例で住民自治協議会の設置根拠を作り、諮問権、提案権、同意権、受託決定権を付与するに至ったのは、合併の際に、通常は合併特例法に基づく地域審議会を作るところでそれを作らずに住民自治協議会を作り、合併特例法に基づく地域審議会に付与されている権限である諮問権等をまち協に与えたという経緯がある。

委員：暗黙の中でそのような権利がまち協に移るという考え方でよいか。

会長：地域の正当性があればあるほど、実際のところはそういうことをしないと動かないという状況にはなってくるのではないか。

議論はまだまだあるが、まだまだこれは検討を重ねていかなければならないし、先程申し上げたように、市の方で方針をしっかりと固めて、地域の方と意見交換する機会も作られるということであるため、これは大きな宿題の一つとして項目を整理し、推進計画の中でこういう点に留意して進めてくださいという形で、推進計画の中に盛り込み、課題として提起しておきたいと思う。

テーマ②「協働」

担当部局：経過説明

(説明要旨)

- ・市民活動応援券に関する現状について
- ・協働の仕組みの見直しについて
- ・中間支援組織の検討状況について

会長：市民活動応援券制度と協働の指針の見直し、それから中間支援組織をしっかり作っていく必要があるかということ、市としてもまち協の制度の確立とともに考えていかな

ければならないということで、1番目の項目である地域づくりと協働の話というのはある程度リンクしていると思うが、この点についていかがか。協働の指針の見直しや応援券制度の見直しなど、何かあるか。

応援券、協働の指針、中間支援、この3点については、平成28年度の検討会で本格的に議論をしていくことになるが、推進計画の中では、やはり現状の課題は少しまとめる必要があると思う。具体的に検討するスケジュールが、平成28年度であれば、当然それは推進計画に記載していくのだろうが、どうあるべきかということとその検討会が議論するとしても、現状での課題は明確化していくということだけはお願ひしたいと思っていた。説明の中でそうかと思ったが、応援券制度はやはり団体側には好評か。

委員：好評であると思う。ただし、コミュニティ側は使用方法が分からないという方も中にいる。

会長：さきほど冊子だけでは無理ではないかという意見もあったが、一年経過すると多様な使い方の事例が出てくるのではないかと思う。そういう意味では、まだまだ試行期間である。

委員：団体としては補助金のような手間もなく、資金が調達できる。

会長：換金までの間の資金はどうするのか。

担当部局：おそらく立て替えている。

委員：お金が入ってくるのは一年半後くらいになる。おそらく、お金がある程度ある団体でないと回っていかない。

会長：そういう意味では、この応援券制度は団体側にとっては非常に大きなメリットがあるというのは、今回の課題とは別にまとめておく必要があると思う。他に協働の部分でいかがか。

委員：応援券で一つ危惧していることがある。今回の枚数というのは1年半の枚数であり、平成27年度からは1年間の枚数となる。1年半で50%となると、1年では単純計算で35%程度となる。去年までは同じ行事に2回使えたため、1年間にするとグッと減る可能性がある。特に後半秋から年末にかけてのイベントが比較的多く、そのようなところで多く使われているため、27年度はかなり減る可能性がある。

また、市民個人がもらっても、ほとんどメリットがない。そのあたりは少し検討が必要と考える。

会長：他に2番目の項目で盛り込むべき事項の提案などはあるか。

委員：今年の6月に関で応援券制度について討議した。紙に書いたりグループで話をしたが、その内容のまとめがなかったため、手法はもう少し考えてほしい。紙に書いて、グループでまとめて提出して報告会などをすると、市民にも分かってくると思う。

担当部局：はい。意図としては自由な意見交換をしてほしいということであったと思う。

会長：これからまち協で開催する検討会などの様々な会議では、住民の皆さんに集まっているだけグループワークをしてもらうという会議が増えていくと思うが、そういった時にファシリテートすることができる人がいる中間支援組織があったらいいと思う。それがしばらく先になるとすれば、そういう時に会議を主催した市の職員がファシリテートをある程度できるようなスキルは持っておいてほしい。これは、今後地域と対応する際に絶対に必

要となる。これを盛り込むべき事項とするかどうかは別として、どの自治体でも苦労しているのが、市の職員がなかなか地域に出たがらないことである。地域に出ると何を言われるか分からないと未だに思っているみたいであるが、本当にそれで協働のまちづくりができるかと疑問に感じる。やはり職員の皆さんが地域に出て行くべきであるし、地域の人も市役所の代表だからこの際文句言ってやろうという話ではなく、市はこの地域を作っていく有力な主体だが、市だけでやるのではないという正に対等な立場で、この地域を今後10年、20年先どうするかと議論する際に、市の職員は市の立場を述べながらファシリテートできるようなスキルは必要になってくる。そのため、そういった職員研修は今から準備しておいた方がよいかもかもしれない。

担当部局：亀山市の地域担当職員制度は、担当職員に管理職をあてている他の自治体とは違い、管理職より下の職員をあてており、地区の次代を担う人材育成という要素もあるため、いい制度であると考えている。

会長：私もそう思う。

委員：今の亀山市の若い職員はもっと勉強してほしい。話を聞いているだけではなく、どんどん議論の中に割り込んで話ができるスキルが必要である。

会長：今後のことを考えると、地域担当職員育成計画のようなものを作っておいた方がいいと感じる。

委員：その市の担当者には何の権限もないのではないか。

担当部局：権限はない。話を聞き、市の情報をお伝えする。また、事務職員が大半であるため、会議の進行の仕方やまとめ方など、地域の方に不慣れな部分をサポートさせていただいている。

委員：地域から意見や要望があっても、私に任せておけとって持ち帰れるものではない。

委員：そういった意味ではなく、市民が動くことが大切である。

応援券制度についても、応援券をもらったのはいいが、応援券をどこに投入したらいいかなど、何も分からない。地域に行事があった時には、市の職員が袋を持って活動している事例は色々と見ており努力は買うが、応援券を回す仕組みがまだ足りていないというのが、大きな課題であると思う。

会長：そこは大きな検証のテーマになると思う。今日いくつか出た意見も、検証委員会で実際に関わった皆さんの感想と評価であるため、お伝えいただければと思う。課題だけはまとめといていただきたい。

テーマ③「まちづくり基本条例との整合の検証」

担当部局：経過説明

(説明要旨)

- ・ 条例との整合の検証に係る手法について
- ・ まちづくり基本条例のPRについて

会長：チェックリストについては、外部評価とまではいわないが、本数やチェック内容をこの推進委員会で報告いただくのも、一つの案であると思う。また、先程の応援券制度では

ないが、やればやるほど実例がたまっていくというのは大きい。そういったものの状況を一度どこかで報告をする機会を設けるなど、改めて庁内でこれから議論していただき、何らかの形で推進委員会にてお示しいただければと思う。

委員：一つ一つの施策が理念条例のどの部分にフィットしていくのかということだが、確かに理念条例であり非常に抽象的な描き方がされているため、どこがどのように配慮されているか分かりにくいと思う。理念条例になる前に検討会で細かい案文を作っており、その案文のこの部分が、理念条例のどこに該当するのかといった一覧表があったはずである。そこまで遡っていただければ、どこにフィットするか分かると思う。

会長：理念条例に至る前に、整理してあるものは確かにあったため、一案として考えていただけたらと思う。それからPRについては、これはその他のところでも議論しておきたいと思っていたが、この点で何かあるか。

委員：基本条例があるということ自体、市民の皆さんは知らないと思う。市民の皆さんは意外と様々な情報を見ているため、ZTVの亀山チャンネルなどで、上手くスポット的にPRできたらと思う。また、議会基本条例など、おそらく他の条例で知ってほしいものがあるのではないかと。上手くまとめるは難しいが、そういったものを順次アピールしていくのも一つではないか。そうでもしなければ、市民は絶対に分からない。

事務局：指摘のとおり、他の条例についても市民の方になかなか伝わりにくい部分もあり、そういったことも特番の中でやっていくのも一つかと思う。前向きに検討させていただきたい。文字情報だけでは少し弱いため、例えば職員が番組に出演してきちっと趣旨を語るというようなこともまた一つであると考え。

委員：たまには漫画チックや演劇チックにするなど、何か入れていく方が訴えるものがあるのではないかと。

委員：条例が出来てからもう3年か4年が経つ。例えば、条例を踏まえてこんなことをやっている、このような成果が出ていますなどの具体的な事例がよい。

委員：市民の役に立っているなど、そういった面も必要である。

担当部局：基本条例については、具体的な施策として地域コミュニティの仕組み作り支援事業がある。まち協の取り組みについては、なぜ取り組まなければいけないかという根拠は、まちづくり基本条例から来ていると説明させていただいている。

委員：まち協の中でも役員などは知っているが、下の人たちは知らない。なぜこんなことするのか、そんな条例あったのかといった話を聞く。

委員：市民が一番よく読んでいるのが広報だと思う。広報で1コーナーを使ってシリーズ的に連載するのはどうか。

会長：職員研修については集合研修というものもあるが、なかなか職員の皆さんも自分のものにならない。むしろ地域で具体的に活動する方がはるかに職員研修になるため、そういった職員研修の方法がないかと思う。地域担当職員だけではいけないし、居住している職員が地域のことを何も知らずに業務ができるかといえば、そちらの方がおかしい。本当は居住している職員が、地域でNPOやまち協や消防団などの活動の一つは加入するといったことを、半ば職員研修として義務化するくらいの話があってもいいと感じる。

担当部局：各まち協やコミュニティが行うイベントにすら参加しないという話があるため、

各まち協でのイベントなどを掲示板で庁内発信しているが、なかなか参加したがない。
会長：職員が行くと地域住民がこの際何か言ってやろうと身構えてしまう部分もあるかもしれないため、職員の気持ちも理解できる部分はあるが、実際はそれではいけない。地域の住民の側にも紳士的な態度が求められ、職員を地域の住民として迎え入れ、それで地域を知っていただくことが次の施策に繋がる。そういったことが職員研修であり、市との協働の一番基本になるところではないかという気がしている。亀山市の新規採用職員にも初任者研修でそういった話をしている。

担当部局：市の職員は地域住民でありながら、地域課題を吸い上げて唯一政策に繋げられる人間である。

委員：ただ、まだ初任者であるためゆとりがない。

会長：ゆとりがないからこそ分かる。地域で職員を鍛えてもらい、ファシリテーションの技能を習得するなどの職員研修は、これからまさにまちづくり基本条例をしっかりと推進していくために必要であるかもしれない。

委員：市民にも必要である。

委員：推進計画の中で地域担当職員育成計画を、この整合の検証の中に入れてらどうか。

会長：まち協が成熟してくると、そこでの地域担当職員の役割は別で議論する話ではないため、整合の検証という項目よりかは、テーマ1の地域づくりに盛り込んだ方がよいのではないか。

委員：地域づくりの方がよいかもしれない。

担当部局：地域担当職員制度が未来永劫続いていくかということ、そうではないと思っており、この制度は地域組織の自立に向けての支援であるため、一定の自立の目途がつけば、その時点で今後どうするかという検討をしていく予定である。

会長：他に推進計画で何かないか。

委員：今回の委員会に出席していて、非常にいい意見がたくさん出たと思っている。結論としては、自分たちの地域は自分たちで守るというのが基本であると思う。このことから、あれをしたら補助金が出る、これをしないと補助金が出ないなど、そういったことばかりではなく、自分たちも汗をかくことが大事であると思う。国や県や市が何をしてくれるという時代は終わり、我々は何ができるのか、そういった時代になってきた。その中で特に行政の方は地域に積極的に参画していただくことが非常に大事なことであると思う。

また、応援券制度があるのは、県内で亀山市だけである。他の市からもすごく注目されているため、もう少し地域の一般市民の方が分かるような整理をしていただきたい。櫻井市長が選挙で当選した時の公約の中で、各地域に1%の自由に使えるお金を配布するという公約の中で、この制度が生まれてきたと思うが、市民のみんなが使えるような、わかりやすく、ああよかったな、もう一回考えようかと思えるような形でやっていただきたい。

委員：まち協と自治会の関係で、現在、自治会が住民自治組織になっており、まち協がもう一つの自治組織となる場合に、そのあたりの考え方はお持ちか。

委員：高齢化社会で、三重県は年間5、6、000人の自然減となっている。そういった中で自治会であろうがコミュニティであろうが、みんなが一緒になって地域で助け合わないといけないと常に言っている。自治会だからこうだ、コミュニティだからこうだという色

分けをして線を引く必要はない。お互いが助け合うということを、私は常に言っている。
会長：ありがとうございます。今みたいな話を聞いて非常によかった。

それでは時間がきたということで、なかなか盛り込むべき課題とポイントを整理するところまでいっていないが、今日の議論の結果を踏まえ、事務局で報告書のたたき台の作成をお願いしたい。

3. 報告事項

(1) 今後のスケジュールについて

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・ 検討結果報告書及び推進計画作成に係るスケジュール

会長：まち協については、次回の会議までの間に色々とまた別途、色んな意見を交換する機会が設定されるため、そこで出てきた意見も含め、推進計画の報告書について取りまとめいただく。少しお時間をいただくが、よろしくをお願いしたい。